

# 蕨市福祉・児童センター施設利用について

令和4年4月1日

## 1. 利用可能な施設と定員・付帯備品

施設	定員	備品
集会室 (168.3 m <sup>2</sup> )	50名	会議机・椅子・ピアノ
和室1 (12畳半)	8名	和室机・座布団
和室2 (12畳半)	8名	

※和室は和室1と和室2を1部屋として利用することができます。

※備品を使用する際は、事前の届け出が必要です。

## 2. 対象

構成員が5名以上かつ、以下の条件を満たす団体

- ・ 構成員の半数以上が市内在住者であること
- ・ 市民の福祉の増進及び健全育成を図る活動を目的としていること
- ・ 営利、政治及び宗教活動に関する活動を目的としないこと

### 【団体登録について】

福祉・児童センターの施設を定期的にご利用いただくには団体登録が必要となります。ただし、不定期又は単発で利用する場合は登録の必要はありません。

なお、定期利用団体が翌年度以降も継続してご利用になられる場合、団体登録に必要な書類を毎年5月末までに提出していただきます。

### <団体登録に必要な提出書類>

- ・ 「蕨市福祉・児童センター施設利用届出書」
- ・ 団体の規約・会則等
- ・ 構成員名簿（氏名・住所・電話番号）
- ・ 活動内容がわかるもの

### 3. 利用時間

火曜日～土曜日 9時～12時、13時～21時30分

日曜日 9時～12時、13時～16時30分

（利用時間には準備や後片付けの時間も含まれます。）

ただし、休館日及び福祉・児童センター所長が管理・運営上必要と認めた日は除く。また、児童館の各種事業などで施設を使用する場合、利用時間を制限することがあります。

#### 蕨市福祉・児童センターの休館日

- ・ 月曜日（月曜日が祝日に当たるときはその翌日）
- ・ 祝日（こどもの日は開館し、その翌日が休館日）
- ・ 年末年始（12月28日～1月4日）

「蕨市福祉・児童センター設置及び管理条例」第5条関係

### 4. 利用限度

1団体につき月8時間までご利用になれます。

1回のご利用は1時間単位となります。

## 5. 利用方法

- ・ 使用する日の2か月前から「蕨市福祉・児童センター使用許可申請書」により申請することができます。
- ・ 申請書は使用する日の5日前までに提出してください。
- ・ 電話にて仮予約をすることができますが、仮予約後1週間以内に申請書の提出がない場合、仮予約は無効となります。
- ・ 最新の施設の空き状況については、窓口又は電話にてお問い合わせください。
- ・ 申請後に取消又は日時を変更する場合は、必ずご連絡ください。
- ・ 施設利用後は、「児童センター使用報告書」を提出してください。

## 6. 使用制限

次の事項のいずれかに該当する場合、使用許可を取り消す場合があります。また、使用許可を受けた者は、使用の権利を他人に譲渡したり、転貸したりすることは出来ません。

1. センターの設置目的に反するとき。
2. 秩序を乱すおそれがあるとき。
3. 設備又は付属設備等を破損するおそれがあるとき。
4. 営利を目的とするとき。
5. その他管理上支障があるとき。